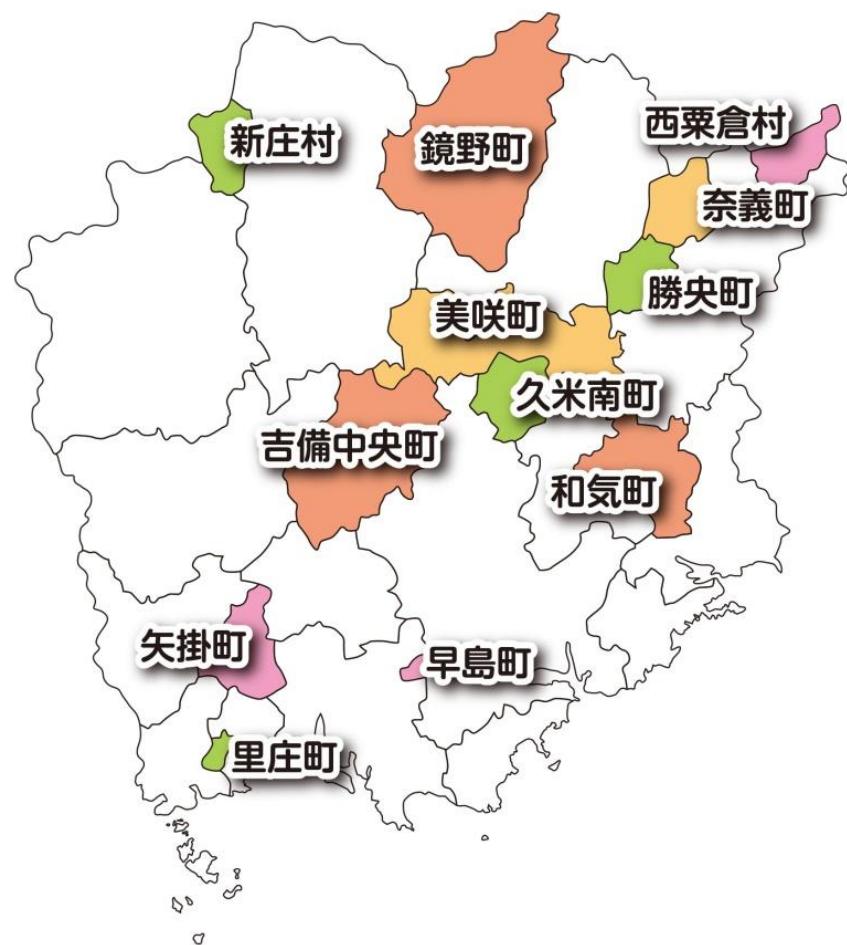


令和8年度岡山県予算編成 及び施策等に関する要望



令和7年8月

岡山県町村会

要 望

私たち町村は、食料の安定供給や水資源のかん養、自然環境の保全はもとより、伝統や文化の継承など、県民の心の拠り所として大きな役割を担ってまいりました。

現在、町村を取り巻く状況は、高齢化の進展や基幹産業である農林業の衰退など、厳しいものがあり、加えて、物価高騰対策や深刻さを増す少子化への対応も待ったなしの状況となっています。

こうした中、我々町村は、住民が町村に住む誇りと将来の展望を持てる活力ある地域社会を次世代につなぐため、創意工夫し、全力で課題の克服に取り組んでおります。

別記要望事項は、いずれも町村にとって極めて重要な事項でありますので、県におかれでは、令和8年度予算編成に当たり、要望事項の実現に向けて格別の御配慮を賜りますとともに、国に強力に働きかけていただきますよう強く要望いたします。

令和7年8月

岡山県町村会
会長 小倉 博俊

要 望 項 目

I 県予算編成及び施策に関する要望

1 少子化対策・子育て支援の推進について	2
(1) 保育士の人材確保	
(2) 小児医療費公費負担の適用拡大	
(3) 少子化対策に取り組む町村への支援の拡充（新規）	
(4) 無痛分娩に対する支援（新規）	
(5) 児童相談所の体制強化（新規）	
2 地域保健医療等の推進について	7
(1) 医師の人材確保等（一部新規）	
(2) 保健師の人材確保	
(3) 介護従事者の人材確保及び訪問介護事業者に対する支援（一部新規）	
(4) 県全域での救急安心センター事業（#7119）の実施	
3 教育施策等の推進について	10
(1) 正規職員の人材確保等（一部新規）	
(2) 特別支援教育等の充実・強化	
(3) 主体的な学びの基盤づくり事業に対する支援	
4 農山村対策の推進について	11
(1) 農林業者への支援	
①物価高騰対策	
②園芸作物に対する支援（新規）	
③スマート農業機械の導入支援（新規）	
(2) 鳥獣被害防止対策の推進	
①捕獲対策の強化（一部新規）	
②ツキノワグマによる被害防止対策等の強化	
(3) ナラ枯れ被害拡大防止対策の推進	

5 地域公共交通の維持・確保について -----	14
6 道路、河川の整備促進等について -----	15
(1) 道路の整備促進等	
①均衡ある道路網の整備促進等 (一部新規)	
②安定的・継続的な除雪体制の確保 (新規)	
③国道53号黒尾峠高規格バイパス化	
(2) 河川の改修及び浚渫の促進	
7 デジタル化施策の推進について -----	17
(1) 町村のDX推進等に対する支援 (一部新規)	
(2) 入札参加資格審査申請の電子化及び共同受付	
8 生活環境等の整備促進について -----	18
(1) 資源ごみ専用収集庫の整備に対する支援 (新規)	
(2) 所有者のいない猫への不妊去勢手術の助成 (新規)	
9 地方創生等の推進について -----	19
(1) 広域連携のまちづくりの推進	
(2) 民生委員・児童委員の活動環境の強化 (新規)	
(3) 外国人地域おこし協力隊の採用に対する支援 (新規)	
(4) 消防団の消防車両に係る準中型自動車免許取得に対する支援 (新規)	
(5) 県が主体となった産業・工業団地の整備等 (一部新規)	
(6) 水道事業の広域化 (新規)	
(7) トラック運送事業者に対する支援 (新規)	
II 国の施策に関する要望	
1 陸上自衛隊日本原駐屯地の隊員確保について -----	22
2 国道2号の渋滞対策及び交通安全対策の推進について -----	23
3 情報システムの標準準拠システムへの移行について -----	24

I 県予算編成及び施策に関する要望

1 少子化対策・子育て支援の推進について

少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。

少子化対策・子育て支援は、県・市町村が車の両輪となって取り組むべき重要課題であり、特にその最前線の町村が果たす役割が極めて大きいことから、町村の取組をしっかりと支援するとともに、若い世代が将来に希望と展望を持てるよう、結婚、妊娠・出産、子育てに対する切れ目のない施策を強力に推進すること。また、次の事項を実現すること。

（1）保育士の人材確保

町村においては、保育士の確保に非常に苦慮していることから、その人材確保に向けた取組を支援するとともに、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職支援等の施策に積極的に取り組むこと。

また、指定保育士養成施設が少ない地域もあり、保育士の確保ができないため、児童の受け入れが困難になっている町村もあることから、保育士確保に向けた一層の支援を行うこと。

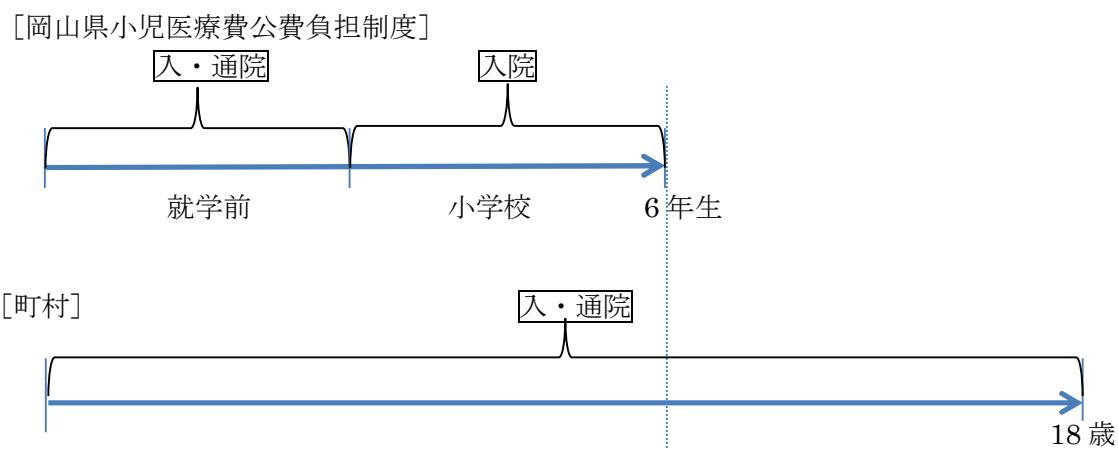
（2）小児医療費公費負担の適用拡大

岡山県小児医療費公費負担制度では現在、就学前までの乳幼児の通院及び小学6年生までの入院を公費負担の適用範囲としているが、全ての市町村では、県の補助対象適用年齢を上回る措置を講じている。

また、こども家庭庁が取りまとめた都道府県におけるこども医療費援助の実施状況（こども家庭庁成育局母子保健課調べ）によると、多くの都道府県で本県を上回る措置を講じている状況である。

については、安心して子育てできる環境の充実のため、早急に補助対象適用年齢を県内市町村の実態に合わせて引き上げること。

【参考 1】岡山県小児医療費公費負担制度と町村制度の比較



【参考2】

市町村における小児医療費公費負担制度の状況(医療機関向け)

(令和6年7月1日現在)

市町村名	助成対象年齢		所得制限	自己負担	備 考
	入院	通院			
岡山市	18歳まで	18歳まで	なし	一部あり	・小学生までの通院と18歳までの入院は自己負担なし ・中学生・高校生等の通院は1割自己負担(限度額44,400円/月) ※中学生・高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)・指定難病の治療を受ける場合、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額は無料
倉敷市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
津山市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
玉野市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
笠岡市	18歳まで	中学3年まで	なし	なし	・中学校卒業後の入院は償還給付 ・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
井原市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、社会保険本人、所得税法上の扶養親族の要件に当てはまらない人は除く
総社市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
高梁市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新見市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、社会保険被保険者本人は除く
備前市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
瀬戸内市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
赤磐市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
真庭市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
美作市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
浅口市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
和気町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
早島町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
里庄町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
矢掛町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新庄村	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
鏡野町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
勝央町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
奈義町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、在学していない者、婚姻している者、社会保険本人は除く
西粟倉村	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
久米南町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
美咲町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
吉備中央町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く

※アンダーライン部分は、令和6年7月1日に改正したところを表しています。

※上記は、岡山県小児医療費補助金交付要綱に基づき、各市町村が制定している小児医療費給付条例により現物給付の受給者証(法別番号85)が給付される対象年齢を記載したものです。

【参考3】都道府県におけるこども医療費援助の実施状況（令和6年4月1日現在）

都道府県名	対象年齢		所得制限		一部自己負担	
	通院	入院	通院	入院	通院	入院
北海道	就学前	12歳年度末	有	有	有	有
青森県	就学前	就学前	有	有	有	有
岩手県	※1	就学前	12歳年度末	有	有	有
宮城県	就学前	就学前	有	有	無	無
秋田県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
山形県	9歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
福島県	※2	18歳年度末	18歳年度末	有	有	有
茨城県	12歳年度末	18歳年度末	有	有	有	有
栃木県	※3	15歳年度末	15歳年度末	無	無	有
群馬県	16歳年度末	18歳年度末	無	無	無	無
埼玉県	9歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
千葉県	9歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
東京都	※4	18歳年度末	18歳年度末	有	有	有
神奈川県	※5	12歳年度末	15歳年度末	有	有	有
新潟県	※6	一	一	一	一	一
富山県	就学前	就学前	無	無	有	有
石川県	就学前	就学前	無	無	有	有
福井県	※7	15歳年度末	15歳年度末	無	無	有
山梨県	5歳未満	就学前	無	無	無	無
長野県	15歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
岐阜県	就学前	就学前	無	無	無	無
静岡県	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有	有
愛知県	就学前	15歳年度末	無	無	無	無
三重県	12歳年度末	15歳年度末	有	有	無	無
滋賀県	※8	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有
京都府	15歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
大阪府	就学前	就学前	有	有	有	有
兵庫県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
奈良県	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有	有
和歌山県	就学前	就学前	有	有	無	無
鳥取県	18歳年度末	18歳年度末	無	無	無	無
島根県	12歳年度末	12歳年度末	無	無	有	有
岡山県	就学前	12歳年度末	有	有	有	有
広島県	就学前	就学前	有	有	有	有
山口県	※9	就学前	就学前	有	有	有
徳島県	16歳年度末	18歳年度末	無	無	有	無
香川県	0歳年度末	0歳年度末	無	無	無	無
愛媛県	※10	就学前	就学前	無	無	有
高知県	※11	就学前	就学前	有	有	有
福岡県	※12	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有
佐賀県	就学前	就学前	無	無	有	有
長崎県	※13	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有
熊本県	就学前	15歳年度末	有	有	有	有
大分県	※14	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有
宮崎県	就学前	就学前	有	無	有	有
鹿児島県	※15	16歳年度末	18歳年度末	有	有	有
沖縄県	15歳年度末	15歳年度末	無	無	無	無

※1 3歳未満、本人及び主たる生計維持者が市町村民税非課税の場合は一部自己負担なし。

※2 市町村への補助対象年齢は、小学校就学前及び小学校4年から18歳年度末まで。

小学校4年から10歳年度末までについては所得制限及び一部自己負担なし。

※3 乳幼児は自己負担なし。

※4 乳幼児は一部自己負担なし。

※5 4歳未満は一部自己負担なし。

※6 交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。

交付金の規模は12歳年度末までに相当。

※7 乳幼児及び調剤は一部自己負担なし。

※8 市町村への補助対象年齢は、小学校就学前及び高校生から18歳年度末まで。

小学校就学前は自己負担なし。

※9 3歳未満及び調剤薬局の一部自己負担なし。

※10 3歳未満及び調剤薬局の一部自己負担なし。

※11 乳児は所得制限及び自己負担なし。

幼児は市町村民税非課税世帯及び扶養する子どもの第3番目以降は自己負担なし。

※12 3歳未満児については所得制限及び一部自己負担なし。

※13 対象の年齢は、通院・入院とともに小学生・中学生は除く。

※14 対象の年齢は、通院において小学生・中学生は除く。

※15 市町村民税非課税世帯は一部自己負担なし。誤税世帯の対象は就学前まで。

（3） 少子化対策に取り組む町村への支援の拡充（新規）

少子化対策は、単年度の事業実施のみで効果が得られるものではなく、継続的な取り組みが不可欠であることから、「少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業」に基づき実施する対策については、複数年度にわたる補助金の交付を行うこと。

また、町村独自で取り組む結婚応援事業に対する支援の拡充を図ること。

（4） 無痛分娩に対する支援（新規）

出産時の痛みに対する不安等の軽減その他心身の負担軽減など希望する方が安心して出産できる環境を整えるため、無痛分娩に対する財政支援を行うこと。

（5） 児童相談所の体制強化（新規）

児童家庭相談に応じる町村に対して適切な支援並びに、迅速かつ的確な対応を行うため、児童福祉司等の増員など体制の充実を図るとともに、地域の実情に精通し、専門的知識を有した人材を確保すること。

2 地域保健医療等の推進について

(1) 医師の人材確保等（一部新規）

町村における医師、看護師等の医療関係者の人材不足は深刻化しており、医療機関の閉鎖、撤退、縮小により、必要最小限度の医療サービスの確保ですら困難になりつつある地域もある。

については、医療関係者の確保対策を推進するとともに、地域への定着に向けた実効ある対策を講じること。また、オンライン診療等の実施を促進すること。

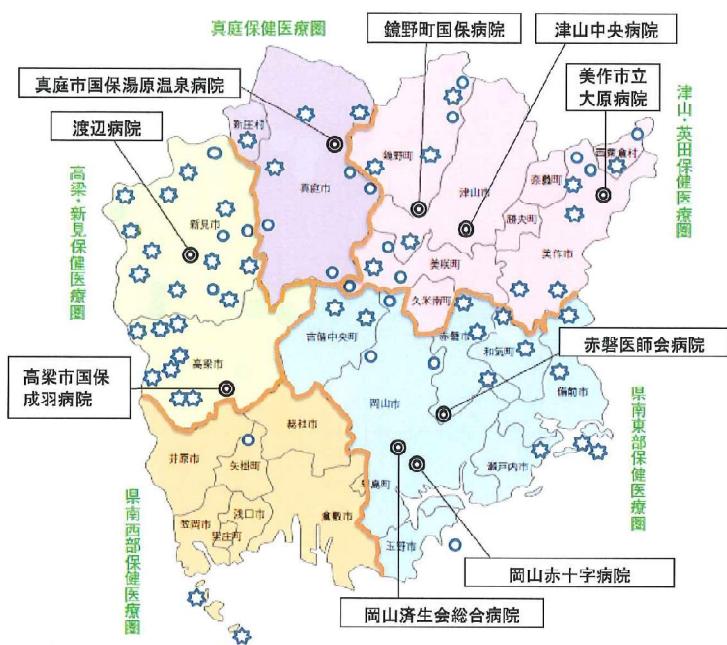
特に、中山間地域における医療を確保するため、へき地等で医療を提供する医療関係者の養成・確保を図り、へき地保健医療対策を一層推進すること。

また、岡山県特定地域看護職員確保支援事業における「特定地域」（50歳未満の看護職員の構成割合が著しく低い二次保健医療圏）以外でも、中山間地域の町村では看護師が不足している状況があることから、特定地域の再考を行うか、新たな支援を検討すること。

【参考】

へき地保健医療対策現況図

（令和6年4月1日現在）



	県南東部	県南西部	高梁・新見	真庭	津山・英田	計
へき地医療拠点病院	3	—	2	1	3	9
へき地診療所	12	3	19	4	10	48
無医地区	4	1	4	6	6	21

(2) 保健師の人材確保

保健師について、町村単独で募集しても応募がなく、採用に至らないケースが増加し、人材の確保に苦慮している。

については、県と町村による共同試験の実施や県が上乗せ採用した職員を町村に派遣、各町村が職場環境や地域の魅力を発信する就職説明会等の開催などの支援を検討するとともに、人材育成にも取り組むこと。

(3) 介護従事者の人材確保及び訪問介護事業者に対する支援（一部新規）

高齢化により介護サービスの需要が高まる中で、サービスを支える人材の確保が大きな課題となっている。

については、現在は介護の仕事に就いていない有資格者や離職者の再就職支援など、介護従事者の人材確保のための施策の充実・強化を図ること。

また、中山間地域の訪問介護事業は、介護サービスの提供が著しく困難な地域においては、特別な加算があるものの、令和6年度介護報酬改定において減額改定され、さらに訪問先間の移動距離が長く、時間もかかり、昨今の燃料費の高騰等により、厳しい経営状況となっており、高齢者の在宅支援体制の維持が困難となる可能性がある。

については、中山間地域の事業者が継続して事業実施ができるよう財政支援を行うこと。

【参考】第9期 岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（抜粋）



【参考1】令和27(2045)年は、需要38,577人、供給35,384人(需要と供給の差3,193人)、令和32(2050)年は、需要37,609人、供給35,357人(需要と供給の差2,252人)と推計。

【参考2】この需給推計は、施策を実施する上で参考とするため、令和4年を基準に、将来の見込みを試算したものです。

(4) 県全域での救急安心センター事業（#7119）の実施

救急安心センター事業（#7119）は、住民が急な病気やケガをしたときに、

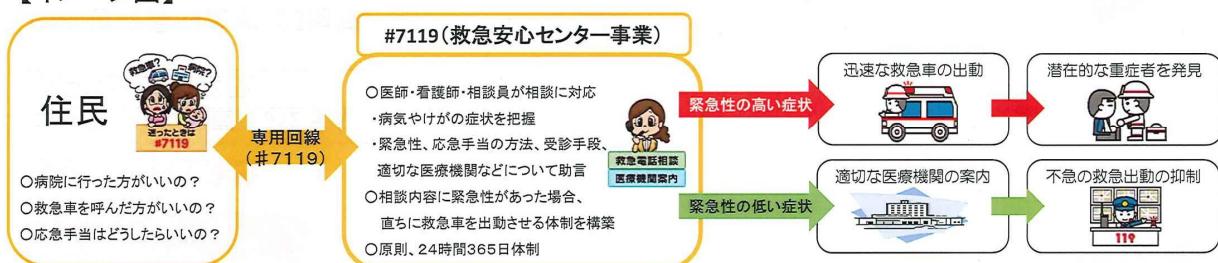
適時・適切な救急車の利用や救急医療機関の受診の適正化に極めて有効である。

また、国では当該事業の実施地域の単位については、原則として都道府県単位とすることが適当としている。

については、県が実施主体となった県内全域導入を進めること。

【参考 1】

【イメージ図】



【参考 2】

普及状況と人口カバー率

全国37地域で実施

エリア人口:全国 1億378万人
人口カバー率:82.3%

令和7年7月現在

○都道府県内全域:34地域

青森県、岩手県、宮城県、山形県、
福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、
千葉県、東京都^{※1}、神奈川県、新潟県、
富山県、福井県、山梨県、長野県、
岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、
兵庫県、奈良県、鳥取県、広島県^{※2}、
山口県^{※3}、徳島県、香川県、
愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、
熊本県、大分県、沖縄県^{※4}

○都道府県内一部:3地域

- ・札幌市周辺^{※5}
- ・名古屋市
- ・田辺市周辺^{※6}

※1 島しょ部を除く

※2 【広島県】庄原市・大崎上島町を除く

以下を広島県がカバー

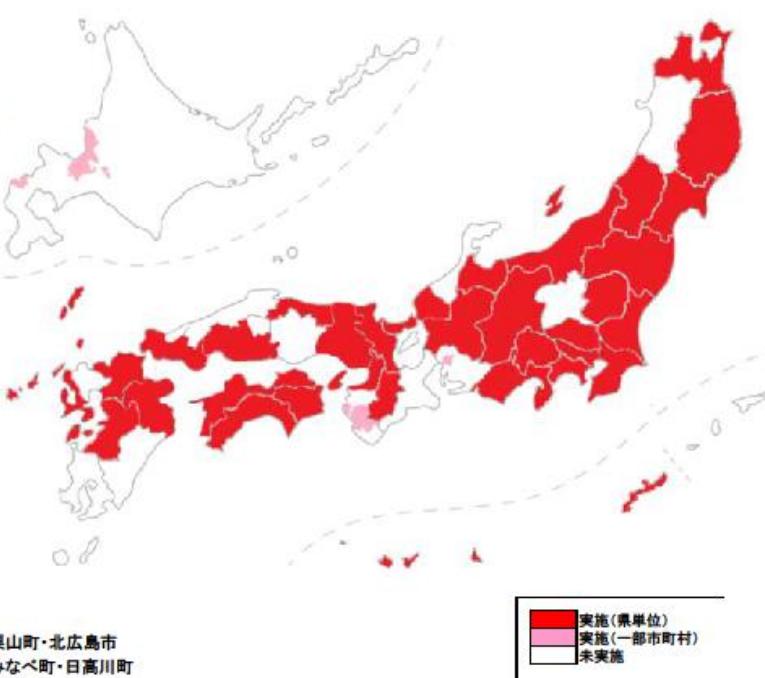
【岡山県】井原市・笠岡市 【山口県】岩国市・和木町

※3 萩市・阿武町を除く

※4 北大東村・与那国町を除く

※5 札幌市・石狩市・当別町・新篠津村・島牧村・南幌町・栗山町・北広島市

※6 田辺市・上富田町・美浜町・日高町・由良町・印南町・みなべ町・日高川町



3 教育施策等の推進について

(1) 正規職員の人材確保等（一部新規）

学力向上と人間力の育成のため、正規教員等を確保し、適切に配置するとともに、産休育休者が出た場合や病気等により急な欠員が出た場合などに、速やかに代替教員の確保ができるよう、各学校の実態に応じた教員配置を行うこと。

また、小学校における教科担任制の推進を図るため、教科の専門性を有した教員が配置できるよう人材確保に取り組むこと。

(2) 特別支援教育等の充実・強化

特別支援学級において、学級内の児童生徒にグループ学習やきめ細かい指導を行い、落ち着いた学習環境を確保していくため、加配教員や非常勤講師を引き続き配置すること。

また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進するため、必要な特別支援教育支援員の配置ができるよう、財政措置の拡充を国に働きかけること。

(3) 主体的な学びの基盤づくり事業に対する支援

小・中学校において、必要な補充学習が行えるよう予算総額を引き続き確保するとともに、国に対して必要な予算総額が確保されるよう働きかけること。

4 農山村対策の推進について

(1) 農林業者への支援

① 物価高騰対策

燃油や資材価格、飼料・肥料等の急激な高騰により深刻な影響を受けている農林業者への支援を継続・拡充すること。

② 園芸作物に対する支援（新規）

令和6年度から経営所得安定対策交付金のうち水田活用の直接支払交付金（産地交付金）について、撤去が困難な園芸施設が設置されている農地は交付対象外となった。

については、ブドウなどの園芸作物の栽培に対する当該交付金に代わる支援制度を創設すること。

③ スマート農業機械の導入支援（新規）

農業の担い手不足や高齢化が深刻化する中、生産水準の維持や経営規模拡大等のためには、スマート農業技術の活用を促進する必要がある。

については、スマート農業機械導入に関する補助事業について、事業要件の緩和並びに補助率及び補助上限額の引き上げを行うこと。

(2) 鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣による農林水産物被害は広域化・深刻化している。このままでは、農業者の生産意欲の減退や耕作放棄地の増加だけでなく、人に対する被害等も懸念されることから、鳥獣被害防止対策を一層推進すること。特に次の事項を実現すること。

① 捕獲対策の強化（一部新規）

有害獣許可捕獲促進事業について、令和4年度からシカの助成期間が非狩猟期のみに縮小されたが、被害が拡大している地域もあることから、通年に亘すこと。

また、狩猟免許の更新に係る経費負担について、補助金制度等の創設を行うこと。

【参考】美咲町の状況

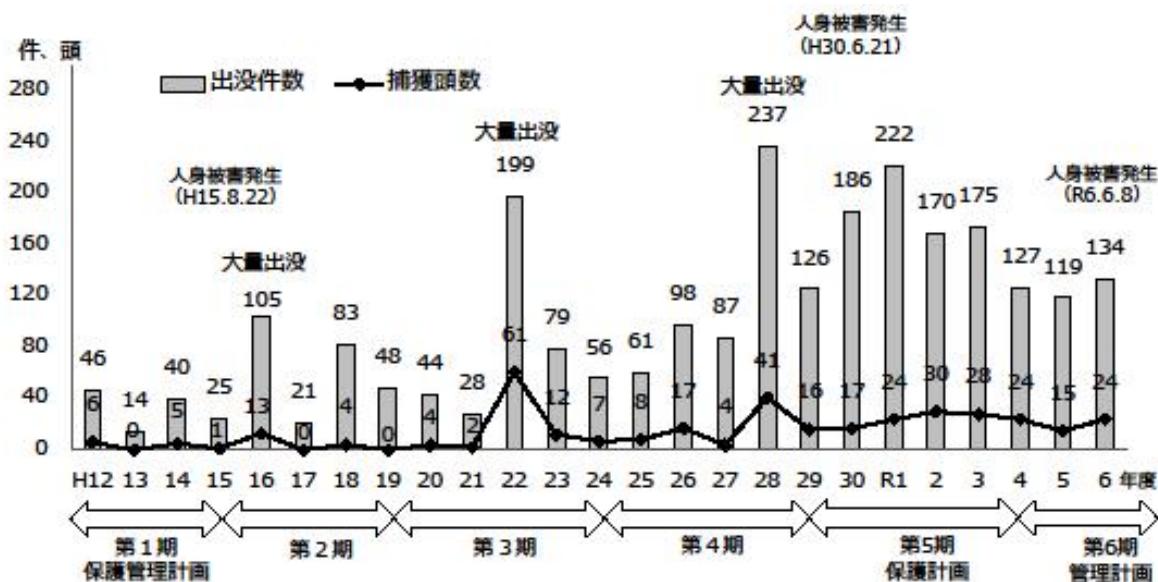
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シカ捕獲数（年間）	443頭	418頭	410頭
シカ被害額（年間）	311千円	490千円	893千円

② ツキノワグマによる被害防止対策等の強化

ツキノワグマについては、以前は県北で多くの出没が確認されていたが、近年は、県中部でも出没が確認されている。

については、個体群管理を徹底しながら、被害防止対策を一層強化するとともに、出没数や生息域の拡大防止策を積極的に講じること。

【参考】岡山県における出没状況



③ ナラ枯れ被害拡大防止対策の推進

ナラ枯れの被害が、特に県北を中心急速に拡大しており、森林の有する多面的機能の低下、景観への影響等が懸念される。

については、引き続き、ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業の予算を十分確保するとともに、ナラ枯れ対策に取り組む町村をしっかりと支援すること。

また、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進するよう国に働きかけること。

【参考】岡山県内ナラ枯れ被害量（被害材積）の推移

（単位：千m³）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (速報)
33. 3	25. 7	20. 9	21. 5	20. 6

（林野庁ホームページより）

5 地域公共交通の維持・確保について

町村における通学者、高齢者等住民の移動手段の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくためには不可欠なものであることから、町村が行うコミュニティバスやデマンド交通等の地域に適した交通手段の導入や利便性の向上をはじめとする地域公共交通施策に対する財政支援を拡充すること。

また、地方ローカル線は、地域における重要な移動手段であることから、沿線自治体等と連携協力し、一層の利用促進に取り組むとともに、町村、地域等が行う鉄道路線の利用促進や地域での活用を推進する取組への支援を引き続き行うこと。

6 道路、河川の整備促進等について

(1) 道路の整備促進等

① 均衡ある道路網の整備促進等（一部新規）

地域経済の活性化及び都市住民との交流等を図るため、均衡ある道路網の整備促進を図ること。

また、既存道路における安全・安心の観点から、安全な歩道の整備、消えかけた路面標示の計画的な復旧など道路の維持・修繕に努めるとともに、狭小道路や交通量が多く渋滞の原因となっている交差点等について、現道の拡幅やバイパス化を含め円滑な車両通行が可能となるよう改良を行うこと。

特に、児童生徒の通学路となっている県管理道路において、歩道が未整備で危険な箇所について、早急な対策を講じること。

さらに、橋梁の更新・老朽化対策にも取り組むこと。

② 安定的・継続的な除雪体制の確保（新規）

県管理道路の除雪作業を町村が受託して行っているが、委託料は、稼働状況に応じた支払いとなっており、降積雪状況に大きく影響され、不安定なことから、オペレーターの確保が困難な状況にある。

については、小雪時にオペレーターの人工費の一部を補填する基本待機料制度を創設すること。

また、車両の維持管理など固定的経費に対する支援や県管理道路の除雪に伴い生じるその他経費（事務費）に対する財政支援を行うこと。

③ 国道53号黒尾峠高規格バイパス化

国道53号黒尾峠高規格バイパス化（美作岡山道路の北部延伸）により、災害時等における陸上自衛隊日本原駐屯地からの速やかな支援展開や物資等輸送が確保され、また、交通ネットワークによる岡山圏域と鳥取圏域の連携強化等が図られるところから、早期整備に向け国への働きかけを行うとともに、関係町村に対し必要に応じた助言など積極的な支援を行うこと。

（2） 河川の改修及び浚渫の促進

整備の進捗が遅れている県管理河川の改修を早急に行うとともに、河川の浚渫などの治水対策を強力に推進すること。

7 デジタル化施策の推進について

(1) 町村のDX推進等に対する支援（一部新規）

国が策定した自治体DX推進計画においては、県が市町村の計画的な取組みを支援するなど、一定の役割を果たすことが期待されている。

については、引き続き、各町村が抱える現状や課題を整理・共有し、町村のデジタル化が着実に進むよう支援を積極的に行うこと。

特に、市町村の業務を支援する市町村標準化支援事業について、システム構築まで引き続き支援すること。

また、県で行っているRPAやAIなどのICTを活用した事務改善や業務効率化に向けた取組の実例紹介や町村が導入する際の人的支援、県と町村によるデジタル技術の共同導入などを検討すること。

(2) 入札参加資格審査申請の電子化及び共同受付

事業者は、入札参加を希望する全ての自治体にそれぞれ申請して資格を取得しているが、それぞれの自治体で審査項目及び申請様式が異なることから、事業者にとって大きな負担となっている。

また、自治体ごとに資格審査申請を受け付けている状況で、各町村とも資格審査事務に多くの時間・労力を割いている。

については、事業者負担軽減及び市町村事務の効率化のため、審査項目の統一化を図るとともに、入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント業務）を電子化し、広域での一元的な受付及び審査（共同受付）を検討すること。

8 生活環境等の整備促進について

（1） 資源ごみ専用収集庫の整備に対する支援（新規）

循環型社会づくりの推進に向け、町村が整備する資源ごみ専用収集庫に対する財政支援を行うこと。

（2） 所有者のいない猫への不妊去勢手術の助成（新規）

所有者のいない猫を原因とする生活環境被害の軽減及び所有者のいない猫の減少を図るため、岡山県動物愛護センターでの不妊去勢手術の件数を増やすか、町村が行う不妊去勢手術に対する財政支援を行うこと。

9 地方創生等の推進について

(1) 広域連携のまちづくりの推進

県と市町村が連携して、人口流出等の地域の課題を解決するため、県が中心となって広域連携事業を取りまとめ、実施計画及び地域再生計画の作成を行い、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を獲得し、広域連携のまちづくりを推進すること。

(2) 民生委員・児童委員の活動環境の強化（新規）

複雑多様化する課題への対応に伴う活動量の増加や物価高騰などの影響により、民生委員・児童委員の活動環境は厳しいものがあることから、民生委員・児童委員の活動費に県独自の加算を行うとともに、担い手確保に向け、ICT環境の整備促進などの活動しやすい環境の整備に対する支援を拡充すること。

(3) 外国人地域おこし協力隊の採用に対する支援（新規）

インバウンド増加等を見据え、外国人と町村を結び付けるためのマッチングイベントの開催や採用に当たっての手続きの指導など、町村の外国人地域おこし協力隊の採用を支援すること。

(4) 消防団の消防車両に係る準中型自動車免許取得に対する支援（新規）

平成29年3月12日以降に普通自動車免許を取得した者は、車両総重量3.5トン未満の車両しか運転できなくなり、消防団員が運転する必要のある消防ポンプ自動車等の運転が出来なくなった。国において市町村が消防団員の準中型自動車免許の取得に対して助成を行った場合、助成額の1／2は特別交付税措置があるが、残り1／2は市町村費での対応となっている。

については、県全体としての消防力の維持及び円滑な消防団活動の継続のため、町村の助成に対する財政支援を行うこと。

(5) 県が主体となった産業・工業団地の整備等（一部新規）

人口流出の抑制や移住・定住の促進などの地域経済の活性化のためには、企業誘致が重要であるが、人材不足、ノウハウ不足等により十分な対応ができない町村もある。

については、産業・工業団地の整備を希望する町村と連携して工場適地調査を実施するとともに、有望な適地については、県が主体となって産業・工業団地の整備を行うこと。

また、産業・工業団地の造成に係る県補助金は、公共施設整備への補助に限られているため、設計委託費や造成、用地買収等への補助を創設すること。

(6) 水道事業の広域化（新規）

令和4年度に策定された岡山県水道広域化推進プランに基づき、市町村の区域を越えた水道事業の多様な広域化が推進されるよう、積極的な役割を果たすこと。

(7) トラック運送事業者に対する支援（新規）

県内物流の安定等を図るため、物価高騰や人手不足に直面しているトラック運送事業者への支援を拡充すること。

Ⅱ 国の施策に関する要望

1 陸上自衛隊日本原駐屯地の隊員確保について

大規模災害等の発生時には、陸上自衛隊の活動が不可欠であることを踏まえ、陸上自衛隊日本原駐屯地における必要な隊員数を確保するとともに、今後とも災害派遣に支障がないよう体制の充実を国に働きかけること。

2 国道2号の渋滞対策及び交通安全対策の推進について

国道2号岡山バイパスは、本県の社会・経済の発展を支える大動脈であるが、随所に慢性的な渋滞や交通事故の発生等の問題を抱えている。

また、渋滞や交通事故等による交通規制では、国道2号につながる県道や市町道路にまで影響が及んでいる。

については、国道2号の渋滞対策及び交通安全対策の推進を国に働きかけること。

3 情報システムの標準準拠システムへの移行について

情報システムの標準準拠システムへの移行について、デジタル基盤改革支援補助金の上限額が必要額に達していない町村があることから、国の責任において確実に財政支援措置を行うよう国に働きかけること。

また、ガバメントクラウド利用料及び関連する費用並びにシステム運用費用の増加分についても十分な財政支援を行うよう国に働きかけること。